

## 上半期相談まとめ

### 健康食品送りつけ急増

(2013年12月24日掲載原稿)

平成25年度上半期に県立消費生活センターが受けた相談件数は1,821件で、相談における契約者の約45%は60歳以上となっています。

最も多かった商品・サービスは、「健康食品」の214件、次に「デジタルコンテンツなど」(主にアダルトサイト・出会い系サイト)の194件、「融資サービス」(主にフリーローン・消費者金融)の164件の順でした。

これは、主に高齢者に対する電話勧誘販売での「健康食品」の送りつけ商法が急増したためです。突然「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったにもかかわらず強引に送りつけられるといった相談が多数寄せられました。この場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

また、昨年度急増した投資商品に関する相談件数はやや減少していますが、相談の約93%は60歳以上の方からです。高齢者を狙った投資商品の劇場型勧誘(買え買え詐欺)の手口は、年々、より巧妙化、悪質化しており、1千万円を超える高額な支払いをしたケースもありました。

代金を口座に振り込ませるのではなく、直接受け取りに来たり、宅配便で送金させたりする手口も増えています。いったん支払ったお金を取り戻すのは困難です。うまい話はないものと心得て、長々と話を聞かず、きっぱりと断ることが大切です。

高齢者が悪質業者から身を守ることは容易ではありません。ご家族やご近所の方の見守りが大切です。高齢者の方が困っていないか、時々声をかけて見守ってあげましょう。

当センターのホームページでは、さまざまなトラブルの事例や注意すべき点について随時掲載しています。